

## 秘密管理してますか

令和5年度 不正競争防止法委員会  
委員 盛田 昌宏

製造技術等のノウハウは、特許出願するとその内容が公開されてしまいます。一方、ノウハウは、盗用されても侵害を追求するのが困難な場合が多く、営業秘密として管理し、特許出願しない場合が多くなっています。

ところが、営業秘密とした場合、自社従業員や取引先等から、営業秘密に係る内容が流出（漏洩）する場合があります。

営業秘密の流出を防止するとともに、流出した場合に対応するため、営業秘密の管理が極めて重要になります。また、不正競争防止法では、営業秘密が保護される要件の一つとして秘密管理性を要求しています。

秘密管理性とは、文字どおり、情報が秘密として管理されているという要件ですが、以前から、どの程度の秘密管理措置がなされていれば、この要件を満たすことになるのか不明確でした。また、実際の訴訟においても、裁判例があまりないこともあって、この要件は非常によく争われ、秘密管理性がないという理由で権利侵害が認められない事案も多々ありました。

このため、営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準を示すものとして、「営業秘密管理指針」が経済産業省により策定されています。この「営業秘密管理指針」に基づいて、営業秘密を管理することをおすすめいたします。

秘密管理は、少なくとも、営業秘密となる情報を営業秘密ではない他の一般情報から合理的に区分する措置と、当該情報が営業秘密であることを明らかにする措置とを行う必要があります。

たとえば、秘密情報を、施錠された室内のサーバーで一元管理・保存した場合は、一般情報から合理的に区分する措置として認められます。また、この秘密情報へのアクセスを、セキュリティの管理者が承認した従業員にのみ限定し、ログイン時には個別のIDとパスワードの入力が求められる場合には、当該情報が営業秘密であることを明らかにする措置が取られているものと認められます。さらに、従業員に対して、営業秘密についての教育も求められます。

営業秘密を、製造委託先や取引先に開示しなければならない場合もあります。このような場合、秘密保持契約を締結するのはもちろんのこと、営業秘密の内容を特定して記録し、開示先の従業員等に対しても、秘密管理を要求する必要があります。

さらに、サーバーを用いて営業秘密を管理する場合、サイバー攻撃に対する備えも考慮しなければなりません。

万一、営業秘密が流出した場合、営業秘密の内容や発生時期を特定して、自社の営業秘密であることを証明するため、公証制度やタイムスタンプを利用して秘密管理することをおすすめいたします。

以上